

対象

身体上・精神上著しい障害があるために常時介護を必要とする方が、居宅においてそれを受けることができない場合に入所いただけます。介護認定により、要介護度3以上の認定を受けられた方。

定員

50床

サービス内容

- ◆ 食事サービス 朝・昼・夕・おやつ
- ◆ 入浴サービス 基本的には週2回
- ◆ 排泄 個々にあわせた誘導・オムツ交換を行い、オムツ外しに努めています。
- ◆ 機能訓練 集団指導・個別指導・機能訓練指導員によるリハビリを実施しています。
- ◆ 医療サービス 嘱託医(医療法人笠松会 有吉病院)による主治医制をとり、週2回の回診により、利用者の健康管理に努めています。口腔衛生に関しては週1回の訪問歯科(アイ歯科)による治療・指導を行っています。

利用料金一覧表

施設介護サービス費

(※平成27年8月1日以降より入所の方)

1日あたりの自己負担分		
	多床室	従来型個室
要介護1	547円	547円
要介護2	614円	614円
要介護3	682円	682円
要介護4	749円	749円
要介護5	814円	814円

※ ただし、入所後30日に限り、上記料金に30円割増となります。

居住費(光熱水費及び居室料)

(※平成27年8月1日以降より入所の方)

		基準費用額 第4段階	利用者負担限度額		
			第1段階	第2段階	第3段階
居住費	多床室	1日 840円	1日 0円	1日 370円	1日 370円
	従来型個室	1日 1,150円	1日 320円	1日 420円	1日 820円

- ・多床室(2人室・3・4人室) ……1日あたり 370円
- ・従来型個室 ……1日あたり 1,150円

食費(食材料費及び調理費)

	基準費用額 第4段階	利用者負担限度額		
		第1段階	第2段階	第3段階
食費	1日 1,380円	1日 300円	1日 390円	1日 650円

利用者負担段階

所得の低い方	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者
	第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
	第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税世帯非課税であって、 利用者負担第2段階以外の方 課税年金収入が80万円超 266万円未満の方など
	第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の方

その他の介護給付(1日につき)

日常生活継続支援加算 I	36単位	栄養マネジメント加算	14単位
初期加算	30単位		
福祉施設外泊時加算	246単位		
療養食加算	18単位		

介護のことは、気軽にご相談下さい。
 常時見学に対応しています。
 専門のスタッフがお答えします。

問い合わせ先 TEL 0949-54-1081
 FAX 0949-54-0915